

給付金の支給手続き

対象者の方には7月中旬以降に確認書を送付しております。

申請期限：令和6年9月30日（月）

- 給付金を受け取るには、**返信が必要**です。
- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒にご返信ください。



※申請期限を過ぎると支給できませんので、お早めにご申請ください。

審査の上、確認書を受理した対象者から
順次、給付金を口座振込いたします。
※支給の際は支給決定通知書を送付します。

その他

！「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

清須市 物価高騰緊急支援給付金担当（南館1階）
コールセンター



052-325-3444

応対時間 9:00～17:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

■詳しくは、清須市ホームページ、内閣府ホームページ「給付金・定額減税一体措置」をご覧ください。

清須市 給付金

検索



清須市
ホームページ

給付金・定額減税一体措置

検索



給付金・
定額減税一体措置